

令和４年度第２回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会議事録

開催日時	令和５年１月２６日（木）	１４時００分～１６時００分
開催場所	半田市役所４階 庁議室	
会議次第	１.会長あいさつ 【第一部】高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について １．報告事項 (１)令和４年度高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について (２)令和４年度障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について (３)令和４年度活動報告について ２.協議事項 (１)令和５年度活動計画について 【第二部】障がい者差別に関する協議について １.報告事項 (１)令和４年度障がい者差別に関する相談事例について (２)令和４年度障がい者差別に関する活動報告について ２.協議事項 (１)令和５年度障がい者差別に関する活動計画について	
出席委員 (欠席委員)	新美 親紀、左近 麻奈美、（鷺野 明美）、岡崎 将司、佐々木 栄治、山田 信義、（榊原 広士）、（古橋 完美）、森 康司、今井 友乃、杉江 徳長、竹部 益世 ※敬称略	
事務局	高齢介護課：沢田、茶谷、田中、岩本、榊原 地域福祉課：杉江、村上、岡澤、杉浦、川口、岡田 半田市包括支援センター：山田 半田市障がい者相談支援センター：瀬口	

1. 事務局あいさつ（高齢介護課長）

（事務局） 皆さんこんにちは。ただいまから令和4年度第2回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開会します。

委員の変更についてのご報告です。半田市民生委員・児童委員協議会からご推薦いただいております委員が、澤田安雅委員から、山田信義委員に代わられました。

1. 会長あいさつ

（会 長） 社会の中で高齢者や障がい者の方が今どんな状況に置かれているかを考えると、昨年北海道にある障がいのグループホームで、結婚するなら不妊治療を行うというようなニュースがあり、まだこんなことをやっているのかと驚きました。また、仕方ないのではないかという人が結構いるようです。

知多地域権利擁護支援センターには、行政から委託を受け、虐待や差別などに関して弁護士へ相談できる仕組みがあります。最近半田市はそれを上手に活用していると思います。また、相談者の安全に配慮しているだけでなく、行政職員さんが事案をきちんと理解して相談くださるのがすごいと感じます。実は昔は半田市の権利擁護の意識の低さに唖然としたのを覚えています。こうした協議会の積み重ねがあり、行政職員の皆さんが少しずつ意識を持たれるようになったということは、とてもいいことだと思います。こうした取組みを引き続き行ってほしいと思います。

【第一部】 高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について

1. 報告事項

（1）令和4年度高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について

（委 員） 虐待と認定された人たちにはどのような対応を行っていますか。

（事務局） まず虐待者からどのようなことをされたか聞き取り調査を行い、事実確認で養護者、関係者等に聞き取りを行い、虐待があったかどうかの判断を受理会議を行い、引き続き支援を行っております。

（委 員） どのような支援を行っていますか。

（事務局） 関係機関で集まり、役割分担、養護者支援等を行い、再発がないよう対応を行います。

（委 員） 具体的にはどのような対応ですか。

（事務局） 今年度多かったケースは、同居している未婚の息子が虐待者というケースです。虐待の要因を考え、精神科受診につなげる対応を行ったケースがありまし

た。

(委 員) 虐待が二度と起きないためにはどのようにすればよいかと、そこまで踏み込んで対応したほうがいいですね。

(委 員) 資料 1「1 2. 分離を行った事案の内容」で、“やむを得ない事由等による措置”と“緊急一時保護”はどのような内容ですか。

(事務局) “やむを得ない事由等による措置”については、今回は、兄弟で同居していたケースで、兄が介護申請をしていなかったのもので、介護申請を行うところからはじめました。また、その方は特別養護老人ホームの契約行為ができない方でしたので、市の権限で措置入所を行い、その後成年後見人を付けました。

(委 員) 契約による介護サービス利用と措置の違いは何ですか。

(会 長) 行政権限で入所させるのが措置です。

(委 員) “緊急一時保護”はどういった制度ですか。

(事務局) “緊急一時保護”は期限が決まっており、最大 90 日間です。緊急的に保護が必要な方が対象です。

(委 員) 同居している未婚の子が虐待者というケースが多いとありましたが、子が就労していないケースはありますか。

(事務局) あります。両親の年金で生活しているケースなどです。

(委 員) 就労していない方には、どのようなアプローチをしますか。

(事務局) 就労できる方であれば、生活援護課等と協力し就労支援をしております。

(委 員) 実際に就労に結び付いたケースはありますか。

(事務局) 今年度のケースは同居の子の年齢が高い方が多く、就労に結び付く事案はありませんでした。

(2)令和 4 年度障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について

(委 員) 心理的虐待とは具体的にどのようなものがありましたか。

(事務局) 配偶者が本人に対し、「バカ」「死ね」などと言う事案や、障がい特性で行動が遅い方に対し「早くしろ」と怒鳴り、無理なことを何度も促す事案などがありました。

(委 員) 「早くしてください」と丁寧な言い方であれば、心理的虐待にはあたらないということですか。

(事務局) 本人ができる行動であれば虐待とは言わないと思います。

(会 長) 虐待かどうかは、本人が虐待と感じられたらそれはもう虐待になると思います。

(委 員) 福祉サービス事業所職員からの通報が多いですが、以前よりも虐待予防に

関して周知されているので、上手に対応をしてもらっていると感じます。

(会 長) 施設虐待の現状はどうですか。

(事務局) 資料 2 では 4 月から 1 1 月までの件数を記載しておりますが、1 2 月から 1 月までで新たに 3 件施設虐待通報がありましたので、減少しているわけではないです。

(会 長) 施設が虐待の現場に慣れてしまって、通報がないということはありますか。

(事務局) 施設職員からの通報もあるので、虐待意識が低くなっているわけではないと思います。

(会 長) 施設も人手が足りない中、派遣の方を雇うなどの対応を取っていると聞きますが、教育がうまく行き届かないという問題もあると聞きます。

(委 員) 事務局からの報告の中で、同一の方が 2 度虐待案件として挙がっているとありましたが、虐待はどのような経路で発覚しましたか。

(事務局) 1 度目は半田市障がい者相談支援センターの職員が、障がいサービスの調整で自宅訪問した際に痣を発見し、虐待が発覚しました。2 度目は同じく障がい者相談支援センターの職員がサービス調整で養護者と話をした際に、養護者が職員に話し、発覚しました。

(3)令和 4 年度活動報告について

(委 員) 虐待という方向に持っていけないための研修や、今やっていることはもしかしたら虐待に当たるかもしれないと思わせるような研修はありますか。

(事務局) 1 0 月 1 6 日に開催した「高齢者・障がい者虐待防止講演会」がまさにそうした事を目的とした講演会です。

(事務局) 障がい者虐待については、障がい施設職員に対し、障がい特性や対応方法の理解を深める研修を行っています。

(委 員) 一般市民向けの研修はありますか。

(事務局) 養護者の介護負担軽減が一番の虐待防止になると感じます。サービス利用を行い負担軽減ができれば虐待防止につながる可能性があるため、サービス利用の周知が効果的と考えます。

(委 員) その可能性が分かっているのであれば、もう少し対象を広げ、通報ではなく近隣住民が中に入って対応できるような社会となれば理想だと感じます。

(委 員) 「高齢者・障がい者虐待防止講演会」に参加しましたが、寸劇形式で、途中で解説もありとても分かりやすかったです。こうしたことも虐待にあたるのかと知ることができました。特定の人ではなく、より多くの方が参加できる講演会にして

もらえるとよいと思いました。

- (会 長) 講演会の難しいところは、聞いてほしい人がなかなか来ないということが課題だと感じます。どこか別のところとドッキングじゃないですが、何か工夫があれば一般の方にも広がるかもしれません。

2. 協議事項

(1) 令和5年度活動計画について

—質疑なし—

【第二部】障がい者差別に関する協議について

1. 報告事項

(1) 令和4年度障がい者差別に関する相談事例について

- (委 員) 医療機関受診の際に障がいの特性を理解されなかったり、差別と感じる対応があります。医療機関に差別解消理解を求めることが必要と感じますので、研修を行うことはできますか。

(事務局) 医師会等と協力して研修を開催することも必要だと思っています。

- (委 員) 患者側も医療機関に対し、診療するに当たって何を準備してほしいかなどを伝えてもらえると分かりやすいです。患者と医療機関双方で、“このような対応をしましょう”というマニュアルのようなものがあるといいと思います。

(会 長) 医療機関も患者対応にこういうのを用意すればいいというのがあれば分かりやすいですね。無視する気はなくても、言われないと分からないこともあり、お互いにすれ違いが起きる気がします。

- (委 員) 障害者差別解消法が理解されずに虐待につながるケースもあると思います。まずは法律があることを知ってもらうことが必要だと感じます。

- (委 員) 手話通訳者派遣制度があると思いますが、対象者や費用などを教えてください。

(事務局) 聴覚に障がいがある方が対象となり、派遣の期日等を記載した申請書を提出いただき、適当となる内容と判断し、その内容で通訳者が手配できれば派遣可能です。費用負担はありません。

- (委 員) 何日くらい前に申請すればよいですか。

(事務局) 原則2週間前としています。ただ、医療機関等への派遣については体調等もありますので、2週間を過ぎていても、できる限りの対応をしております。手話通訳者の調整はあいち聴覚障害者センターに委託をしており、そちらに派遣依

頼をし、センターが手話通訳者の調整をし、依頼の日時に行ける手話通訳者の方が見つかった時点で、派遣決定となります。

(委員) 聴覚障がい者の方については、この制度は広く知られているのでしょうか。

(事務局) 半田市の聴覚障がい者の団体があり、その団体とは行政サービス等について話し合いの場を設けており、その場で周知しています。また、障がい者手帳交付時に、対象者等にどのようなサービスがあるかを説明しております。

(2)令和4年度障がい者差別に関する活動報告について

(委員) 発達障がいはA D H D（注意欠如・多動症）も含まれますか。

(事務局) 含まれます。

(会長) 行政は障がいのある方からの困りごと相談に丁寧に対応していただきます。

(委員) 半田市は子どもの「ふくし共育」を実施し、障がい理解の啓発教育の中でも取り入れています。このような、子どもの頃から障がいについて考える機会があることで、これからもより障がい理解が広がっていくと良いと思います。

2. 協議事項

(1)令和5年度障がい者差別に関する活動計画について

(委員) 資料7のはんだ地区「ぶらりまちあるき」について、この取組みを行うきっかけを教えてください。また、他地区で行う予定はありますか。

(事務局) 地域の方からは、福祉事業所や子どもと何かやりたい、福祉事業所からは、地域に出ていきたい等の話があり、一緒になって何かできないかと考えたことが発端となりました。また、市の権利擁護部会でも、子どもからお年寄りを対象に、合理的配慮とは何かを知ってもらいたいという思いもありました。そうした思いから今回の取組みが実現しました。

他地区も展開したいですが、地域の方や福祉事業所、学童等の協力が必要ですので、今後PRしていきたいと考えています。

(会長) ほかに、本協議会全体を通して意見や質問はございませんか。

(委員) 虐待防止講演会は市民全員が対象であると思いますが、市のPRをする場が限定的になっていると感じます。また、虐待者はこうした講演会に参加されないと思うので、教育関係など全国民が通る機関を通じて、子どもの頃から学び、加害者を助けたいという切り口で研修を行い、ヤングケアラーや8050問題も含めて研修を行うとよいと思います。

加えて、資料 2 の「虐待の種類」で、“経済的虐待”が件数 0 となっているのはなぜですか。仕事で高齢者や障がい者を見ていると、お金がなくてサービス利用ができないという方がいますが、収入額を確認するとそこまで低いと感じない方がいます。経済的虐待に関して件数が 0 というのは、経済的なことは踏み込めないということでしょうか。もしくはケースがないということでしょうか。

(事務局) 生活困窮の相談は確かにあります。例えば夫婦 2 人暮らしで、片方の障がい年金を利用し生活されている方もいますが、生活が苦しいとの相談があれば、生活援護課の生活困窮の担当につないでおりますので、経済的虐待ではなく生活困窮としています。

(会 長) 誰かの年金に頼らないと生活できない方も大勢いるので、経済的虐待がないとはいえないと思います。

(委 員) 生活困窮につなげているのは結果であり、相談があった時点で経済的虐待として件数に挙げないのですか。

(事務局) 身体的虐待から相談が入る場合が多いですが、調査の段階で経済的な虐待が認められる場合は、重複して件数に挙げています。

(委 員) 今回は、ほかの虐待項目と合わせて、複数の項目で件数を挙げないのですか。

(会 長) あとで振り返って、言われてみれば経済的虐待に当てはまるというケースはあると思います。

(事務局) 今回の生活困窮は、金銭搾取している状況はありませんでした。
生活に支障を来しているかというところで判断し、経済的虐待としては挙げていません。

(委 員) 生活困窮の場合、生活保護は受けられないのですか。

(事務局) 今回のケースは、世帯構成員がある程度の収入がありましたので、受けることができませんでした。

(会 長) ほかに意見や質問はございませんか。

(委 員) 「高齢者・障がい者虐待防止講演会」は、出席者にアンケートを取っているとありますが、養護者が講演会を聞きに来たことはありますか。また、養護者が再度講演会を聞きに来てもらえるような取組みはありますか。

(事務局) アンケートの内容に養護者に当たるかどうかの項目は入れていません。また、本講演会は、養護者のためだけでなく、市民が地域の目となり、虐待に気付くようになることが目的です。

また、令和５年度は他課が行う認知症に関する講演会と共同で行おうと考えています。認知症高齢者等の養護者向けに、認知症に関することや虐待防止、成年後見制度の説明等を同時に行うことを考えています。

(委 員) 研修等が多く開催されていると思いますが、特に高齢者へ情報が入ってきておらず、P Rが難しいと感じます。

(会 長) 高齢者等にどのように情報発信するかが、今後の課題ですね。

(委 員) 介護事業所職員で様々な研修に参加させていただき、利用者の支援理解につながっていますので、引き続き参加させていただきたいと思います。

(会 長) ありがとうございました。これで議題はすべて終了しましたので、事務局へお返しいたします。

(事務局) それでは、委員の皆様、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。本日いただいた貴重なご意見は、今後の対応等に活かしていきたいと思います。今後とも本協議会へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これを持ちまして令和４年度第２回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

(以上)